

浄化槽設置者のみなさんへ

○浄化槽を正しく管理 してきれいな環境を！

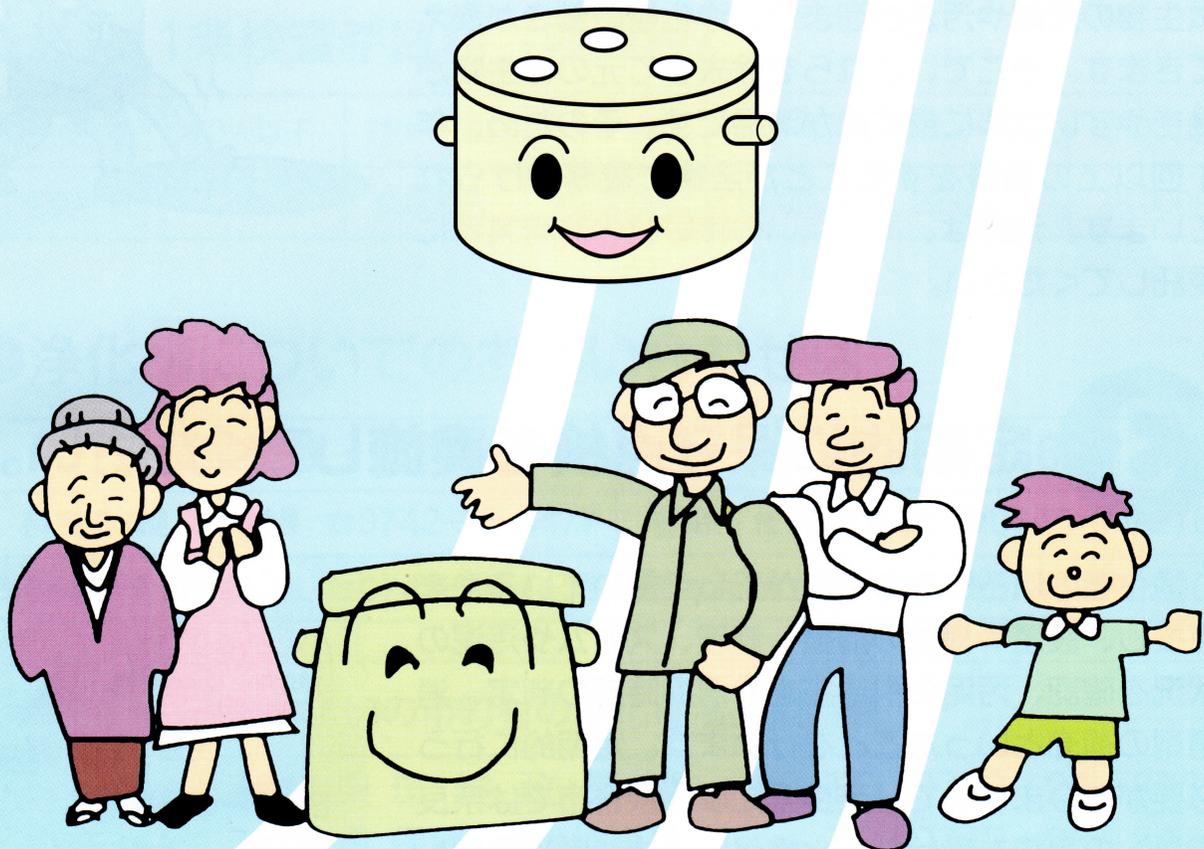
浄化槽は私たちに快適な生活を約束してくれます。しかし、正しく維持管理しないと、悪臭や河川・海を汚す原因となります。

このため、浄化槽設置者のみなさんには、法律により浄化槽の管理が義務付けられています。このパンフレットでは法律で決められている守るべき事項をまとめましたので、よくお読みいただき浄化槽を正しくお使いいただくようお願いします。

○さらに水をきれいに！

川や湖の汚れが大きな社会問題となっていますが、その一番の原因は生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）だと言われています。

浄化槽は、手軽にトイレを水洗化できるばかりでなく、生活雑排水も併せて処理でき、処理後の水の水質も極めて良好であることから、川や湖などをきれいにすることが期待されています。





浄化槽設置者の守るべき事項

「浄化槽法」義務づけられていることは次のとおりです。

1 浄化槽使用開始の報告をしてください。

浄化槽の使用を開始したときには、浄化槽の使用を開始した日から**30日以内**に奈良県景観・環境総合センター所長^(※)に浄化槽使用開始の報告書を提出してください。

※奈良市・生駒市では市長。曾爾村・御杖村では村長。

2 定期的に清掃を実施してください。

浄化槽は、**微生物の力によって汚水を処理する**ため、適正に使用していても1年間程度経過すると、微生物の死骸や汚泥が溜まり、浄化槽の働きが衰えてきます。そこで、これらを除去して元の微生物が働きやすい状態に戻すのが清掃です。そのため、年1回以上の清掃をすることが法律で義務付けられています。清掃は、**お住まいの市町村の許可業者**に委託してください。



3 定期的に保守点検を実施してください。

浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行います。定期的に行う必要がありますので、奈良県知事（奈良市では奈良市長）の登録を受けた**浄化槽保守点検業者**に委託してください。



4

法定検査を忘れずに受検してください。

毎年1回、定期的に受ける検査で、浄化槽が正しい使われ方をされ、保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査します。この法定検査には次の2つがあります。

- ① 7条検査・・・使用開始から3ヶ月後に行う検査
- ② 11条検査・・・7条検査実施後、毎年行う定期検査

検査は奈良県の指定検査機関（**（一社）奈良県環境保全協会**）で（有料）実施してください。なお、検査記録を3年間保存してください。
（検査項目は下記のとおり）

外 観 検 査	水 質 検 査	書 類 検 査
設置状況や設備の稼働状況 水の汚れ方の状況 悪臭の発生や消毒の実施状況 蚊、はえ等の発生	水素イオン濃度、汚泥沈殿率 溶存酸素量、亜硝酸性窒素 透視度、残留塩素 生物化学的酸素要求量 (7条検査のみ)	保守点検と清掃の記録、前回 検査の記録などを参考に保守 点検や清掃が適正に実施され ているか検査する。

●法第11条検査手数料（非課税）

人 槽 別	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
検査料金	4,500円	9,000円	10,000円	16,000円	22,000円	28,000円

●浄化槽についてのお問い合わせは

奈良県景観・環境総合センター ☎0744-47-3805	
奈良市 保健・環境検査課 ☎0742-93-8477	曾爾村 住民生活課 ☎0745-94-2101
生駒市 下水道課 ☎0743-74-1111	御杖村 住民生活課 ☎0745-95-2001

清掃のことは	お住まいの市町村の浄化槽清掃担当課	
保守点検業のことは	奈良県環境政策課	TEL 0742-27-8737
	奈良市保健・環境検査課	TEL 0742-93-8477
法定検査のことは	奈良県知事指定検査機関 一般社団法人 奈良県環境保全協会 TEL 0745-22-5161	

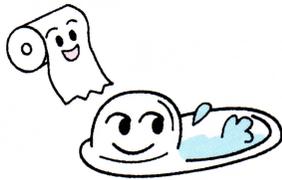


浄化槽の正しい使い方

水洗トイレの使用にあたっては、次のことに注意しましょう。

1 水はきちんと流してください。

洗浄水は1人1日につき約50リットル必要です。トイレの使用の都度流してください。



5 浄化槽の上はいつもきれいにしてください。

マンホールやフロアの上に物がたくさん置かれると保守点検や清掃の邪魔になります。



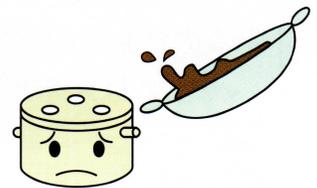
2 専用のトイレットペーパーだけを使ってください。

新聞紙、たばこの吸い殻、衛生綿等の異物は絶対に便器に流さないでください。



6 台所から流すものに注意してください。

台所からの野菜くずや天ぷら油等は、できるだけ流さないようにしてください。



3 便器の清掃は、ぬるま湯で行ってください。

便器の清掃に劇薬や洗剤などを使うと浄化槽内の大切な微生物が死んでしまいますので注意してください。



7 放流水の色や臭いに注意してください。

放流水が異常な色をしたり、強い臭気や異常な音がする場合は、すぐに保守点検業者に連絡してください。



4 モーターの電源を切らないでください。

モーターが止まると槽内の微生物が死んでしまうため、水を浄化できなくなり悪臭が発生します。いつも電源はつないでおいてください。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないでください。なお、モーターが故障したときは、工事業者か保守点検業者に連絡をとってください。

